

第5節 労働組合の資格審査

令和5年中に申請のあった労働組合の資格審査は6件であり、申請理由は、「不当労働行為救済申立て」が5件、「法人登記」が1件である。(第1表)

これらに前年からの繰越し10件を含めた16件について審査を実施したところ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合と決定されたものは1件、申請の取下げ等に伴い審査を終了したものは3件で、12件は翌年への繰越しとなった。(第2表)

第1表 資格審査の申請状況

(単位：件)

申請理由別	年	元年	2年	3年	4年	5年
	不当労働行為救済申立て		2	2	3	6
法人登記			11		8	1
労働者供給事業						
労働者委員候補者推薦			7	1	6	
合計		2	20	4	20	6

第2表 資格審査の決定状況

(単位：件)

申請理由別	年	5年			
		適合	不適合	取下げ等	計
不当労働行為救済申立て				2 (1)	2 (1)
法人登記		1 (1)		1 (1)	2 (2)
労働者供給事業					
労働者委員候補者推薦					
合計		1 (1)	0	3 (2)	4 (3)

(注)・()は前年からの繰越しであり、内数である。